

平成25年第4回笠松町議会定例会会議録（第2号）

平成25年12月13日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	7番	岡 田 文 雄
副 議 長	6番	伏 屋 隆 男
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	3番	伊 藤 功
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
会 計 管 理 者	杉 山 佐 都 美
総 務 部 長	足 立 茂 樹

企画環境経済部長	大橋雅文
住民福祉部長	岩越誠
建設水道部長	森光彌
教育文化部長	堀康男
総務課長	村井隆文
企画課長	堀仁志
環境経済課長	平岩敬康
福祉健康課長	加藤周志
教育文化課長 兼総合会館長	奥村智彦
学校給食センター 所長	田中幸治
子育て支援センター 所長	森宏子

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	浅野薫夫
書記	笠原誠
主任	堀場洋平
主事	森仁志

1. 議事日程（第2号）

平成25年12月13日（金曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（岡田文雄君） ただいまの出席議員は9名で定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 一般質問

○議長（岡田文雄君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

今回の一般質問は、町民の幸福度についての質問であります。

幸福度といえば、まず最初に思い浮かぶことは、世界一幸せな国ブータン王国であります。もう30年も前になりますが、高倉健主演の映画「幸福の黄色いハンカチ」が公開されたころ、世界で一番幸せな国ブータン王国も話題となった記憶があります。

そのブータン王国が、なぜ世界一幸せな国なのか、世界地理だとか国際情報図書によりますと、経済的には南アジアで国内総生産、いわゆるGDPは最低であり、主な産業としては農業で、大麦、小麦、トウモロコシ、ソバを栽培し、栽培面積は、国土が山岳地帯ということもあって、国土全体の10%だそうです。

そのブータンでは、1960年以降、鎖国状態を開放し、近代化路線に着手しましたが、外国に対して外貨を稼ぐものはなく、外国からの資金提供で国土建設に当たっております。しかし、教育費や医療費は無料であり、食生活は自給率100%の自給自足で生活しているようです。こうしたことが、外国を知らない国民にとって、毎日の生活に支障を来していないと判断し、幸せの国との称号を得たのではないのでしょうか。

本年5月か6月だと記憶しておりますが、新聞に掲載された日本で一番幸せな都道府県ランキング、これは法政大学が、各都道府県から毎年提出されている各種のデータから、生活・家族部門、労働・企業部門、安全・安心部門、医療・健康部門に分け、社会経済統計を活用して分析したものであります。これによりますと、岐阜県は13位にランクされ、比較的上位に位置しておりますが、1位は福井県、2位が富山県、3位が石川県で、北陸3県が上位を占めておりました。

そこで、町長にお尋ねします。

まず、この都道府県ランキングが発表されましたが、法政大学でこれを取りまとめられた坂本教授に電話でお聞きしましたところ、都道府県まではデータとして信頼性があり、発表でき

るが、市町村のデータは、国の関係省庁では30%ほどの信頼性しかないので、ランキングを発表することはできないそうですが、この全国ランキングをごらんになったと思いますけれども、まず町長はこのランキングについてどう思われるか、お尋ねをいたします。

次に、平成23年度よりスタートしました、第5次総合計画策定に当たって、町民の方、一般の方2,000人、中学生184人にアンケート調査を実施して策定の参考にされたようですが、法政大学の坂本教授にお聞きしましたところ、市町村の幸福度を調査することのお手伝いはできるということです、今実行している第5次総合計画が町民の幸福につながるものか、検証してみるのも必要性があるのではないのでしょうか。

また、町長が提案されておりますリバーサイドタウンかさまつ計画にも関連があると思われるので、同時に検証できないものなのか、町長の考え方を示していただきたいと思います。

次に、これも本年5月だと記憶しておりますが、厚生労働省は、全国の市町村別平均寿命を新聞紙上で発表されております。健康で長生きすることも幸福度につながるものであります。そこで、このデータの中で出ております全国平均では、男性が79.6歳、女性が86.4歳。岐阜県においては、男性が79.9歳、女性が86.3歳。笠松町におきましては、男性が80.1歳、女性が86.3歳でしたが、岐阜県内の42市町村中、男性は14位で、女性は23位でありました。

このデータで重要なのは、今まで日本での長寿は沖縄県であったのが、男性の最上位が長野県松川村となり、男性上位、1,800ほどあります市町村の中で、上位10市町村の中に長野県内の塩尻市、池田町、諏訪市の4市町村も入り、長寿大県となったことであります。長野県では、県を挙げて食事の減塩運動を行っていると聞いたことがあり、確かに岐阜県と同様に山が多く、野沢菜を代表とする漬物依存度が高いところであります。先ほども申しましたが、健康で長生きすることが幸福度につながるものと思いますので、町長はこのデータをどう理解し、対応されるのか、お尋ねします。

いずれにしても、笠松町では、今まで政策の中で、下水道加入負担金はいただいておりますし、定住促進による固定資産税の相当額を3年間助成する制度も実施し、子育て支援策など、他の市町村に比べても質の高い行政サービスを行っております。また、ふるさと納税では、県内でも一番の件数の応募があり、町外から高い評価を得ております。

しかし、こうした状況下でも、人口が一向にふえてこない状況であります。幸福度が高まれば人口拡大にもつながるものと思いますし、ブータン王国ではないですが、ぼろを着ていても心は錦のように、幸福度日本一のまちづくりを目指していきたいと思いますので、そういった思いにかられまして、今回の質問をさせていただきました。町長の御理解ある、また積極的な答弁をお願いしまして、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（岡田文雄君） 6番 伏屋隆男議員に対しての答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） 伏屋議員からの御質問にお答えしたいと思いますし、また伏屋議員の今のいろんな思いも聞かせていただいたわけでありますが、まず第1に、幸福度ランキングについての見解はどうかという御質問であります。

これに関しては、今御質問の中で言われたように、法政大学の坂本教授が発表したランキング、この調査結果では、今言われたとおり、北陸3県が上位に入っておるわけでありますが、そのほか鳥取県や佐賀県といった比較的人口が少ない、あるいは大都市から離れた地方の県が上位となっております、その一方で、また別の調査の中で、ブランド総合研究所が実施する、いわゆる地域ブランド調査というのがあるんだそうですが、これをいろいろ見てみますと、全国の魅力度順位というのが上位であるのが、北海道とか、あるいは京都府、そして沖縄県、そしてまた東京都という、いわゆる幸福度ランキングでは軒並み下位となっているところが、いわゆる地域ブランド調査の中では全国でトップを占めているという調査もありました。

この中で、特に日本で第二の大都市である大阪府が最下位であったという、これも一つのデータの中で見て驚いたんですが、このいわゆる上位の北陸3県というのは、やっぱり子育てとか、あるいは就業関連の指標の数値が高いんですね。そしてまた、交通事故や、あるいは火事や何かの件数が少ないということもあると思います。いわゆる安全で安心して暮らせるといった評価が、こういうところには多かつたのではないかと思います、その一方でやっぱり、最下位になった大阪府というのはそれとは全く逆に、いわゆる失業率や、あるいは生活保護の方が多かったり、そしてまた犯罪率の数値が高かったりということが、いわゆる最下位になった要因ではないかとの分析もされておりますが、そういうのをいろいろ見ました中で、いわゆる幸福度の上位に当たっているところの共通点としては、地方圏で中規模程度であると思いますし、そういう地方圏で中規模の人口で、しかも大企業ではなくて中堅中小企業が集積をしている、いわゆる物づくり産業が栄えているという点では、この3県というのは上げられているのではないかと思いますし、そういうことを思えば、必ずしも高機能で高密度な大都市が住民の皆さんの幸せに結びつくわけでないということが読み取れるわけであります。

しかし、今回は主にこの4部門の40の指標によって評価がなされたものでありまして、取り上げる指標によっては、順位も大幅に変わるということも想定されますので、いずれにしても、幸福度という数値でこのようにあらわされたのは興味深いものでありますし、これは全国的にも注目を浴びた内容であったのではないかという思いが、今見ていて思われました。

そういう中で、この笠松町の第5次総合計画、あるいはリバーサイドタウンかさまつ計画との関連性と検証についての御質問であります、これは御質問の中にありましたように、私も平成21年の10月に、20歳以上の住民の皆さんを対象とした住民意識調査をさせていただくと同時に、そのときに中学3年生も対象とした中学生の意識調査も行わせていただきました。行政施策の満足度や、あるいは町を目指すべき将来像、そしてまちづくりの方向性などについ

での意見をお聞きして、そしてまた、パブリックコメントも導入をして、幅広い世代の意向をお聞きした中で、平成23年の3月に策定した第5次総合計画の各種の施策にこれを反映をさせていただいております。

また、いろんな各種代表者などから組織された総合計画の審議会によって審議をいただいて、そして計画に掲げる各種施策の着実な実施を求める答申がなされましたので、我々は最上位計画であるこの第5次総合計画というのは、いわゆるリバーサイドタウンかさまつ計画を初めとした各種計画との整合性が図られておりますので、豊かで質の高い暮らしの実現や、あるいは人間味豊かな触れ合いを大切にするまちづくり、これに向けた将来像が示されているわけだと思っております。

この第5次総合計画というのは、各方面の意見集約によって策定をされ、各種施策の推進は、最終的に住民の皆さんのいわゆる幸福度というものの向上につながっていくものであると認識をしております。また、一行政単位として、いわゆる幸福度を数値であらわすということは大変難しいことだと思われまので、私どもは第5次総合計画の中間年度の平成27年度には、この進捗状況をさまざまな観点から検証をして、その社会情勢の変化に対応できるとともに、住民の皆さんが満足できることを重点に、もう一度見直しをしていきたいと考えております。

その次に、平均寿命の御質問の中で、このデータをどう理解して対応するかという御質問がありますが、この平均寿命は、今議員が質問で言われた中で御指摘があったように承知はしておりますが、平均寿命とともに、国の指標に健康寿命というのがありますが、この健康寿命というのは、これは日常生活に制限のない期間の平均で、いわゆる自立した生活ができる生存期間と定義をされておりますが、この平均寿命も大変大切ではありますが、健康寿命が延びれば元気で健康な期間が長くなり、本人や家族にとって幸福期間も長くなると思われま。

このような中で、国においては、御承知のように健康日本21を策定をして、健康寿命の延伸をうたっておりますし、町としてもこの健康寿命の延伸のために、より充実した疾病予防と健康増進、そしてまた介護予防事業を展開することによって、高齢者の皆さんの生活の質の向上に努めていきたいという思いで、今推進をさせていただいております。

[6番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） ありがとうございます。

それで幸福度というのは、今町長の言われましたとおり、一人が発表したからそれが全てということではなくて、いろんな尺度とか、それから価値観ということが変わってくると思うんですね。一番大切なのは何かというと、そこに暮らす人たちがどうその幸福度に満たされるか、満足度が持てるかということだというふうに思うんですね。

今、町長の、都道府県ランキングはともかくも、第5次総合計画については、平成27年度が

中間年度なんで、そこで検証をして、また進捗状況も確認をするということのお答えがあったんですが、その際に、確かに2,000人の方に、策定のときにアンケートといいますか、調査をした。しかし、2,000人なんですけど、回答されたのは1,000人だったということで、やはり半分の方しか回答されていないということがあったんですが、行政がこういうことをやりますよ、笠松町は将来的にこういう姿に持っていくよというのが、第5次総合計画の中で打ち出したことなんですけれども、それを受ける側、町民がどう今受けとめているかということの検証は、一遍してもいいのではないかなあということをお思います。

先ほど申しましたように、坂本教授はそういうことにお手伝いしてもいいですよということをおっしゃってみえるんですが、ただ、法政大学の坂本教授に限らず、地元の岐阜大学、ここらでもそういった専門の先生がおられるかもしれません。近場でそういった方にお知恵を拝借するというのも一つの方法かなあということをお思いますので、そういった検証をするということが、町長はどう考えていただけるのか、それをもう一度お答えいただきたいんですが。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） いわゆる都市の幸福度ランキングや、あるいは魅力度ランキングをいろいろ見てみまして直感的に思ったことは、これは、大きな県や大都市にあるような都市機構とか行政機構の整備されたところじゃなくて、いわゆる住民の皆さんと行政と、あるいは議員の皆さんともそうですが、いかにやはりそういう行政と近い距離にあって、皆さんの心が捉えられる行政ができるかということが、幸福度ランキングにもある程度つながってくるものではないかという感じもしました。

ですから、今議員が言われたように、我々も27年度の第5次総合計画の中間年度において、そういう観点の中で、いかに住民の皆さんと近いところで、我々や行政が対応をできて、皆さんの思いをしっかりと受けとめられる行政ができるか、それがやはり幸福度ランキングにもつながっていくことだと感じましたので、いま一度そういうことを洗い出しながら、議会の皆さんとも一緒になって、中間年の我々の第5次総合計画が、後の後半年に対して、いかに皆さんの思いに応えられる行政ができるかということを検証することが大事だと思いますから、そのことにおいて、いろんな皆さんのお知恵や力をかりることは一向に構わないことでありますから、いろいろまたお知恵をかしていただければ、一緒になってまた前を向いて対応できるんじゃないかと思しますので、御指導いただければありがたいと思います。

〔6番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） そういうふうで、まだ1年ありますので、そういった部分も十分研究しながら、一緒にやっていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

そして、せんだって、岐阜工業高校が冬場のトレーニングということで、笠松競馬場の中で

砂場を活用してトレーニングをすることになりました。せんだって、そのセレモニーがあったんですが、それで行きまして校長先生とお話ししていましたら、この来年の春休みに他県の生徒を春合宿で岐阜工業高校に招致して、一緒に競馬場でトレーニングをしたいと。で、いわゆるその笠松の認知度、そして競馬場のイメージアップといいますか、そういったものにも貢献をしていきたいという思いが語られたんですけども、笠松にとっては非常にいいことではないかなあと。極端に申しますと、今笠松競馬場というのは、馬が逃げたというマイナスイメージがあるわけなんですけど、それを払拭していただけるような、ああいったところを開放して、いわゆるその選手の強化トレーニングに使わせていただけるということで、またそういったことによって、例えば来年の夏のインターハイとか、そういった全国大会で優秀な成績をおさめるという実績ができれば、ますます人気が上がっていくのではないかなあとということを思います。

これも笠松にとっての幸福度につながっていくのではないかなあとということを思いますが、それについて町長さんはどうお考えでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 笠松競馬場をそういうように御利用いただいて対応していただくと、大変ありがたいことだと思いますし、これは、僕は幸福度というよりも、先が言った、いわゆる地域の魅力度のランキングにも当てはまる部分もありますから、そういう施設をしっかりと利用いただいて青少年が成長していくこと、そしてまた我々のところに皆さんの御理解をいただいて建てたサッカー場もありますよね。人工芝のサッカー場は、特に岐阜工業の生徒はほとんど毎日練習として使っていてくれます。その岐阜工業のサッカー部が全国大会に出て今度頑張る。きょう、報告に来るようではありますが、頑張ってくれば、これもやはり笠松にある施設を利用した、そういう青少年の成長に役立っていることでありますから、ぜひ魅力度と含めて、そういうこともまた幸福度ランキングにも上げられるように、これはやっぱり複合的に結びつけないかと思えますから、ぜひそういうことを、高校生だけではなくて、中学生にも活用いただければありがたいことだと思います。

ただ、何回も申し上げますように、あそこは競馬場という一つの競技をするところで、公正・公平にきちとやらなきゃならないところでもありますから、それだけに馬場の整備というのは責任が大きいわけでもありますから、そのことも理解いただいた上で、利用いただけるようなことをどんどん発信できれば、競馬場もわかっていただけるんじゃないかと思えますから、今議員が言われたようなことも含めて、ぜひそういうことを発信していきたいとは思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） そういったことで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その次に、平均寿命のことを申し上げたんですが、先ほど町長さんのほうからは、平均寿命以外に、いわゆる健康で長生きすれば、何とか寿命ですかね、言われたんですけども、我々素人といいますかね、テレビや新聞に出てくるものは、平均寿命がよく出てくるんで、ほとんどの町民の方々は、こういった数値で評価をしていると思うんですね。

笠松の、先ほどデータからのことを申し上げたんですが、県内で男の方が14位、女の方が23位だったという結果が出ておるんですけども、今高齢者対策の中で、例えばふれあい喫茶だとかまちかどサロン、こういった事業も行われまして、それから転倒防止運動ですか、こういったこともやっけていらっしやる。また、老人クラブが、いろんな軽スポーツもあるし、それからウォーキングもやっけておられます。いろんなことで高齢者の方々が外に出て楽しめる、そういった機会も多くとられてみえるんですけども、一方で、先ほど申しました、長野県が日本一長寿大国になってきたんですけども、先ほど申しましたように、減塩運動ですね、これが大きな効果を出しているのではないかなあということが、新聞には載っていませんでしたけれども、ほかの番組で、テレビで聞いた覚えがあるんですけども、いわゆる食の改善、こういったことも、笠松町として、一時期取り上げられて一生懸命やられたこともあるんですけども、最近何かそれが薄れてきているかなあということをおもうんですが、そういったことについては、町としてこれからどうやっけていかれるおつもりなのか、お聞きしたいんですけども。

○議長（岡田文雄君） 町長。

○町長（広江正明君） 今いろいろ御指摘いただいたとおりでありますし、議員の質問が、例えば幸福度の中でいろいろ今の平均寿命のことも言われたこともあったもんですから、いわゆる幸福度ランキングというのは、そういうことを考えると、元気で活躍いただける健康寿命というのが一つのバロメーターにもなるのではないかとおもうことで言っただけのことであって、もちろん平均寿命が延びて、健康で皆さんが活躍いただくことが一番いいと思ひます。

いろんなソフトの面では、今言われたサロンとか、ふれあい喫茶とか、あるいは老人クラブの皆さんがいろいろ活動していただける、いわゆるそういうことで支援をいただいた伴健康生き生き運動の中で、いろんな種目で皆さんやっけていただいている。そういうことも、平均寿命だけではなくて、健康寿命を延ばしながら平均寿命も延びていくことだと思ひますので、いろんな方面できちっと見きわめながら、施策として対応していくことを、これは今までもやっけてまいりましたが、これからもぜひいろんなことができれば、そういうことを目指して頑張っけていきたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） 今まで幸福度についての何点か質問させていただきましたけれども、最

終的には、一番最初に申しましたように、町民の方々がどう受けとめているか、どう思っているかということなんですね。笠松に生まれてよかったとか、笠松に住んでよかった、また笠松に住みたい、こういった思いをさせるようなまちづくりを目指してやっていくというのが幸福度につながるわけですので、例えば東京でよく言われるのが、あなたどこの出身ですかと言ったときに、笠松の出身ですということが大きな顔をして言えるような、そういったまちづくりをすると、ああ笠松ってええところ、あんた、ええところから来ておるねというふうに言われるようなまちづくりをやっていきたいなあというように思いますし、また町長さんもそれを目指していらっしゃると思うんですが、そういったことがより一人でも多くの町民に理解をされ、そういったことを実現できるように取り組んでいきたいというふうに思いますので、今後ともよろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（岡田文雄君） 2番 古田聖人議員。

○2番（古田聖人君） おはようございます。けさは、この冬一番の寒さになったそうですが、寒さに負けずに頑張ってやりたいと思います。

議長のお許しが出ましたので、質問をさせていただきたいと思います。

今回のテーマは、災害時の情報伝達についてということで、幾つかお尋ねしたいと思います。

天災は忘れたころにやってくる、そんなことわざをあざ笑うかのように、近年の日本は毎年のように大きな災害に見舞われております。特に、ことしは風水害の被害が目立ちました。台風26号による伊豆大島の大規模土石流は記憶に新しいところですが、埼玉県の竜巻、京都の桂川の氾濫、そして笠松町でも、9月に時間雨量100ミリを超えるゲリラ豪雨を経験しました。

東日本大震災以来、防災といえば地震への備えに重点が置かれていましたが、木曾川と共生してきた笠松町としては、風水害への警戒も怠ってはならない。あわせて、官民一体となった地域防災への取り組みに力を入れる必要があると、改めて意を強くしました。

そこで、今回は災害時の情報伝達に主眼を置いた議論を深めたいと思います。

まずは、防災行政無線の活用に関してであります。

さきの9月議会で、私は、消防団の出動要請に携帯電話のメールが用いられているため、見落としなどによる出動おくれが出ているとの問題を指摘させていただきました。また、大規模災害発生時に、メールが不通になった場合の対策も求めました。その後、改めて消防団の各分団の団員数名に確認したところ、メールの着信に気づかないことがある、就寝しているとメールの着信音だけでは起きられないと、不便さや改善を求める声が相次ぎました。また、メールの問題は、受信者が気づかないという点だけではなく、電波障害やその他の要因で受信しない、あるいは送信と着信の間にタイムラグが生ずるといったケースも指摘されております。

こうした点を踏まえると、消防団という速報が求められる組織の連絡手段にメールを用いる

のは、大規模災害時に十分な初動態勢がとれないばかりか、情報伝達の欠落による2次災害のおそれもあるのではないかと不安が否めません。だからといって、従来のアナログ式受令機のようにデジタル対応の受令機を各団員に配備するのは、デジタル対応機が高額であるという現状を考えると、財政的にも難しいことは十分に理解しております。

そこで、現在、町内の各世帯に配付されている防災行政無線の個別受信機の活用を提言したいと思います。具体的には、消防署からの火災の第1報が入ったら、個別受信機を通して全世帯に伝え、さらに消防団員に対しては、出動要請がある場合に、メールをもって詳細を連絡するという方法であります。これなら、少なくとも現行のメールのみというやり方よりは、見落としやおくれもかなり防げるのではないのでしょうか。また、全戸に火災情報を流すことで、町民の防災意識の向上も期待できます。さらに、かねてより関心の低さが懸念されていた防災行政無線の聴取率も上がるのではないのでしょうか。防災行政無線の活用についての町長の見解をお示してください。また、そのほかの手段を考えておられるのなら、御説明をいただきたいと存じます。

次に、災害時の避難誘導に関する諸策を取り上げます。

大きな災害に見舞われた自治体の関係者から、最も苦慮したのは、避難勧告や避難指示が出た際の住民への情報伝達と避難誘導であるという話をよく耳にします。例えば、避難勧告を出しても避難をしない住民が少なくないという事例、反対に、勧告がおくれたり情報が十分届かなかったために、被害が拡大してしまったと批判を浴びるケースがあります。これらの問題は、行政主導の防災の限界を示唆しているのではないのでしょうか。これからの地域防災は、役所任せではなく、住民協働で進めていく姿勢が求められると考えます。

そこで、その1つの方策として、安否札の導入を提言したいと思います。

安否札とは、地震や津波があつて避難する際、玄関先に「避難しました」の札を掲げることによって、家に入って確認しなくても、その家庭の安否の状況がわかるという札です。これにより、被災地で救助捜索隊も効率的に活動でき、より多くの時間を人命救助に充てることができるようになります。特に笠松町においては、独居世帯や老老世帯の割合が多い笠松校区において役立つのではないかと考えられます。

また、安否札は、子供たちの防災教育にも大きな効果があると言われております。と申しますのも、東日本大震災の被災地の一つである岩手県釜石市の釜石東中学校では、震災前から生徒が安否札を作成し、地元の自治会などと協力して地域の世帯に配付したそうです。こうした取り組みが、生徒たち自身の防災意識を高め、釜石の奇跡と呼ばれる全員避難につながったと称賛されております。笠松中学校でも、生徒たちが率先して取り組むことで生きた防災教育になるだけではなく、地域住民との交流促進というメリットも出てくるのではないのでしょうか。

そこで、町長にお尋ねします。

笠松町では、災害時に避難勧告はどのようにして出され、住民の避難誘導は誰がどのような手順によって行うのでしょうか。その際に、自主防災会や民生委員など、住民の果たす役割はどのように規定されておりますか。また、安否札の導入については、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

次に、教育長にお尋ねします。

笠松中学校でも、防災教育や地域交流の一環として、安否札の作成と配付を生徒に取り組みせてほしいと願いますが、見解をお示してください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（岡田文雄君） 一般質問の途中ですが、11時00分まで休憩いたします。よろしくお祈りします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時58分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

2番 古田聖人議員の答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、古田議員さんからの御質問にお答えしたいと思います。

災害時の情報伝達の中で、まず消防団への連絡の問題であります。防災行政無線の活用についての見解を求めるといふ御質問であります。この防災行政無線の活用につきましては、これは火災と、また大規模災害に対する情報伝達の方法を整理して答弁をしたいと思います。

火災時において、消防団員への情報伝達方法というのは、常備消防無線のデジタル化に合わせて、今年度から各団員の携帯電話へメール配信をする方法に変更させていただきましたが、これは費用的な面もあります。従前から課題となっておったのが、いわゆる消防団員の皆さんの勤務形態の多様化によって火災時の招集伝達に支障を来してきたことへの対応でもあったわけですが、この携帯電話へ招集伝達するというメリットとしては、従来の受令機においては、機器付近の音声しか情報が得られなかったというのが、携帯電話を常備携帯することによって、受令機の音が届かない場所や、あるいは外出時でも情報入手が可能になってきたこと、また従来は音声による伝達であったものが、文字と地図情報で伝達されるということで、再確認ができるということも上げられます。また、羽島郡以外のほとんどの自治体においては、各消防団員に受令機を配付するのではなくて、メール等による伝達方法が主なものであります。

確かに議員が言われるように、着信に気づかないときがあったり、あるいはメールの着信音では起きることができないという事例はあり得ることではあります。そのため、消防団長より

各団員が常に受信できる状態でその機器を携帯をし、受信内容の確認を徹底する注意喚起をさせていただきますところであります。

この火災時の防災行政無線の活用については、確かに火災発生の際に放送することで、他の町民の皆さんへの防災意識の向上にはつながると私も考えますが、しかし多くの町民の皆さんに周知することによって、火災現場に多数の方が集まったり、結果的にそれが迅速、円滑な消防活動ができない場合が想定されることなどから、また深夜帯における放送実施の取り扱いや、あるいは放送する際の火災の種類や程度、あるいは防災行政無線では対象地域を限定する放送ができない等々の問題も考えられるわけであります。よって、基本的には現在の形態で運用することとし、消防団員に対しては、さらなる注意喚起をしていきたいと考えております。

次に、大規模災害における消防団員への伝達方法としては、メール及び電話によって行うことを想定しておりますが、このような手段を用いることができない場合などは、屋外子局のサイレンを吹鳴させることによって各団車庫に参集することになっております。

このようなことから、現在のところ、火災に対して防災行政無線を利用した消防団員への招集は考えておりませんが、決して防災行政無線を利用しないという意味ではなくて、災害の規模や、あるいは状況等々によって防災行政無線が有効であると考えられる場合においては、活用していきたいと考えております。

また、そういう中で、防災行政無線以外の手段による伝達は考えているかという御質問であります。現在のところ、消防団員への招集はメールを基本として考えておりますが、議員の言われるメールの見落としや、あるいはおくれを補完する意味においては、例えばあらかじめ分団単位や、あるいは班単位による電話連絡網を決めておいて、メール着信に合わせて電話連絡するなどが考えられますが、このことについては消防団の意見も伺いながら検討していただきたいと考えております。

その次に、安否札についての質問であります。避難勧告や、あるいは避難誘導の手順につきましては、対象河川の水位や、あるいは関係機関との情報交換や現地の状況把握等によって町長が避難準備・勧告・指示の判断をして、防災行政無線やあんしんかさまつメール、そしてまたエリアメールや広報車、そしてまた自主防災会長への電話連絡等々によって町民の皆さんへ情報伝達をし、町民の方々みずからが避難所に避難していただくことを基本と考えております。

その際に、自主避難ができないような高齢者の方や、あるいは障がいをお持ちになっている方々については、自主防災会長及び民生委員の方々を初めとする、いわゆる地域の皆さんにより避難誘導を実施されることが第一義であると考えております。

そのためには、地域のつながりを強固なものにしていかなくてはなりませんので、そのようなことから、行政や自主防災会や民生委員の方が協力をして、今行っているのは、家具の転倒

防止の補助器具の支給事業や、あるいはひとり暮らしの高齢者の方の見守り活動などの、いわゆる地域のつながりを結びつける事業を継続しながら、その中でも特に災害時の要援護者避難支援制度の理解と普及を進めて、議員の言われる、いわゆる住民協働による展開がされる防災体制を構築していかなければならないと考えております。

その次に、災害時における安否札の導入についての御質問であります。

この安否札の導入に対する現時点における考えとしては、これは津波災害など直ちに避難を要する状況下においては、当該家屋に立ち入ることがなく状況確認ができるために、非常に有効であると思います。笠松町に起こり得る災害を想定しますと、津波災害のように、警報が発せられて急いで避難行動を起こすような災害想定は、笠松町には今考えられないことではありますが、この安否札の導入については、当町におけるこの有効性を検証して、見きわめていくことが必要になると考えておりますが、さらにはこの安否札の配付対象世帯は、全世帯なのか、あるいは社会的弱者の世帯の方なのか、配付方法は、自主防災会がやるのか、民生委員の皆さんか、あるいは児童・生徒なのか、いろんな制度の立ち上げまでに検討する課題がありますので、よく考えてまいりたいと思っております。

釜石の事例から見ましても、この安否札の取り組みについては、子供が地域の人々とともに世帯を回ることによって、地域の結びつきを強くする一つのツールの側面もあわせ持っているものでありますから、住民協働による防災対策の一環として取り組んで効果を得た事例である、そのように承知をしております。

このようなことから、安否札の導入ありきではなくて、地域の防災力の向上のための施策を推進させて、その中で自主防災会や民生委員協議会や、あるいは学校等から、この安否札などのツールを利用した新たな取り組みの機運が高まれば、また実際に向けた事業展開や支援を行っていきたいと考えております。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 中学校の生徒に安否札を作成し、配付する活動に取り組ませることについて、お答えをさせていただきます。

今、笠松中学校は、生徒が地域に積極的にかかわること、逆に地域の方々が学校にかかわっていただく機会を設けること、これを通して地域や地域の方々と触れ合い、地域の一員であるという自覚を得ることができるよう努力をしております。

11月末に行われました町の美化デーには、中学生が70%参加したと聞いておりますし、商工会青年部の事業には、40名を超える生徒が大会の運営に直接かかわりました。挨拶運動では、ほぼ全員の中学生在がそれぞれの地域へ出て運動を展開したというふうに思っています。

今年度のこの中学生のボランティアというのは、今まで町主催の行事へのボランティア参加ということでございましたが、それが例えば小学校へ出かけて、それから地域へ出かけて、そ

れから地域の諸団体へ出かけてと、その広がりというのは大変すばらしいものだと思っています。

これらは、中学生を、今までの私どもの認識で言いますと、保護の対象であるという考えを改めて、助けられる対象から助ける人へ、それから教えてもらう人から自分で考え動く人へ、自立する中学生を育てることにつながると考えております。

一方、地域の方も進んで学校にかかわっていただけるようになりました。例えば、3年生の生徒の面接の指導に地域の方にかかわっていただいたり、生徒指導の支援チーム、それから環境整備などの支援をしていただいております。

これらの双方向の活動を通して、生徒が地域の一員であるという認識、それから地域に支えられて期待されているという、この実感を持ったときに、自分の役割を認識し、率先垂範で地域リーダーとして活躍してくれると思っています。

ボランティアは、進んで行うというみずからの意思であることと、自分の技能や時間を提供するという、自分にできることを進んで提供することに意義があります。生徒がこの自覚を持ってくれたときには、地域の防災の担い手としての安否札の作成や配付、さらに事に当たって安否確認などの役割を担うことなどについて、活動を自分たちで作り出してくれると思っています。

〔2番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） 答弁ありがとうございます。

それでは最初に、もう一度、メールの問題についてもう少しお尋ねしたいと思います。

なぜ私がそこまでこのメールにこだわるかといいますと、基本的にメールという情報ツールというのは、緊急時の連絡には余りふさわしくないのではないかと、そういう思いがあるからであります。

例えば、ここでおられる皆さんが、家が火事になったとか、あるいは事故にあったとか、急病で病院に担ぎ込まれた、または仕事上で重大なトラブルが発生したと。そういった場合に、果たしてメールでやりとりされるのでしょうかと、そのあたりが基本的な疑問でございます。

そこで町長に基本的な認識をお尋ねしたいんですけど、今のメールでの消防団の伝達の方法というのは、果たして本当にこれが的確なものであるかどうか、そのあたりの今の率直な考えをお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 私どもの広域連合の消防本部、いわゆる常備消防においても、これはメール発信である。いろんな各地域の消防団の対応を見てもメール発信である。今まで受令機でやっていたのが特異だったんですが、これはこれで成果があったと思いますが、ただメール発

信の場合、今の現状を考えてみますと、消防団員の7割の方が、この地域か地域以外のいわゆる勤務者であり、サラリーマンの方でもある。いち早く、やはりそういう皆さんにも、笠松町内で働いておられる消防団員の皆さんにも、受令機じゃなくてメール発信の場合だったら必ず届くことも想定されますから、いろんなメリット・デメリットがあるかもしれませんが、今の中ではこのメール発信というのが、消防団員に対しての伝達が確実にできる方法ではないかという考えであります。

[2番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） もちろん理想としては、各団員に受令機を配付して、常備していただいて、リアルタイムに情報が入って行動してもらうのが一番よい形と思いますが、先ほどの答弁等にもありましたように、非常にデジタル受令機が高いと、財政的には難しい、それは十分承知しております。

ただ、一方で現役の団員の方から、やっぱりそれは不便だとか、そういった着信に気づかなくて出勤に支障を来してしまったと、そういった事例とか意見がある以上、やはりそれはそれなりの対応していただくのが、やっぱりあるべき姿ではないかと思えます。

そういうことで、この消防団と行政のあり方という面においては、確かに笠松町の組織の中で消防団というのは組み込まれているとは思いますが、団長とか分団長の幹部の方とはいろいろ意見交換する機会は、町長や役場の職員の方もあろうと思うんですが、なかなか一般の団員の方に率直な意見とか現状に対する不満とか、あるいは要望という機会が何となく少ないような気が、はたから見ているわけではあります、実際のところ、職員の方でも現役で消防団員として頑張っている方もいらっしゃいますので、もう少し一般の団員の方とのコミュニケーションを密にして、そういった意見とか要望を聞く機会、あるいは仕組みを設けるというのも一つの方法ではないかと思うんですが、町長、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） いわゆる幹部じゃなくて、団員の皆さんとそういうような意見交換や、あるいは現状の話し合い、これが大事であることでありますし、何もそれは私もいとうつもりはありませんから、機会や対応があればぜひ聞きたいと思えます。ただ、年に2回ほどありますが、それぞれの分団の会合のときには出席をさせていただいて、そういうような意見もお聞きをさせていただいておりますし、私だけではなくて、担当の者がそれぞれの団員の皆さんとの接触を絶えずさせていただいていますから、いろんな、また皆さんの考えや意見を、そこからもやはり吸い上げて対応することも大事だと思います。私自身もそういう努力をすることが大事だと思いますから、今言われたようにいろんな機会を考えて、また対応をしたいと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

そうした特に若い団員の方々との積極的な交流によって、消防団員をふやす、そういったアイデアとかきっかけなんかも生まれるのではないかと期待しておりますので、ぜひともそのあたりのことをよろしく進めていただきたいと思います。

次に、防災行政無線の活用についてなんですが、先ほどの答弁の中で、全町的に情報を流すと、やじ馬が集まって現場が混乱してしまうという、そういった憂慮を示すような答弁をいただきましたが、これは住民の立場から見ると随分心外というか、いかにも住民はそういうふうに来て、物見遊山で集まってくるものだというような捉え方をされているようで、多少、何となく腑に落ちないような感じがするんですが、どのみち、広報に流す、流さずに限らず、火事が起きればいっぱい人が集まってきます。それは中には、確かにやじ馬的な根性で集まってくる人もいるかもしれませんが、私、近所の方とか知り合いの方は、本当に純粋な気持ちで、心配な気持ちで現場に来られて、もし自分たちに何かできることがあればというような思いを抱いている方がたくさんいらっしゃると思います。また、実際に、私も火災現場、昔、何度も取材をさせていただきましたし、これまでも近所の火災現場なんかで行った場合でも、警察官の方とか消防団員の方が規制線を張られて、消火活動に支障を来すというケースはほとんどないように見受けられます。もちろん、これが繁華街の火災とか何かでしたら、大変な混乱ぶりになりますが、幸いにも笠松町の場合には、住宅火災がほとんどでございます。

そうした中では、そういった懸念は非常に少ないと思いますし、基本的な問題としまして、この防災行政無線の中に防災というふうに名前が入っている以上、建物火災のような、人命にかかわるような火災等というのは、十分に災害、情報を流すに値する災害に位置づけられると思うのですが、町としましては、どのような災害にこうした情報を流すか、何か明確な基準とかはあるのでしょうか。そのあたり、もしそういうのに定められておるならお答え願いたいと思いますが。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） いわゆる防災行政無線を、先がた答弁のときも申し上げましたように、これを利用するという事は、災害の規模やいろんな状況等によって判断はすると思います。

ただ、今答弁でも申し上げたように、火災等の場合は、当然我々は消防の吹鳴でもあると思いますが、いわゆる考えなきゃならないのは、その防災行政無線という一つの我々のマニュアルとして、午後10時以降というのは、緊急を除いて無線をとめている部分があるんですね。これは、住民の皆さんからいろんな御意見や要望があっしてしていることではありますが、たまたま、例えば笠松の場合は、いわゆるそういう防災行政無線で対応することを、どういう時点で、ど

ういう規模で、どういう火災で、どこでということ判断しながらやらなきゃならないというのは、一つは、極端なことを言いますと、例えば米野で火災が起こったときに、私どもの防災行政無線は全部の地域であります、当然松枝や皆さんにもお知らせしなきゃならないと。ただ、それが米野地域でということでお知らせできるのか、あるいは地域までは言えると思いますが、そういう形態でいうのが、例えば夜中の1時や2時であっていいのかということもいろいろ考えなきゃならない。

我々としては、そういうことも含めた対応を一回考えようじゃないかということで、対応を考えてはおりますが、今言われた防災行政無線がそういうことで活用できることであれば、皆さんが言うべきだということであれば、これは何もちゅうちょする理由はないですから、流せばいいとは思っております。

〔発言する者あり〕

〔2番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） その防災行政無線が10時からとめてしまうというのも、いろいろ考え方があると思うんですが、ただ一言申し上げるならば、災害というのは夜中だろうが、明け方だろうが、関係なしに起きると、そういうことでございます。

そして、なぜその点をお尋ねしたかといいますと、実はお隣の羽島市では防災行政無線を積極的に利用されていて、私、家が羽島市に近いものですから、よく防災行政無線の音が聞こえてくるわけなんです、深夜であろうが、何であろうが、火災が起きた場合、積極的に流してみえます。その辺を、事情を聞いてみましたところ、夜は消防署が無線を引き受けて、消防署の判断で火災情報を流されるわけなんです。それで、先ほど町長が、例えば松枝の人が米野の火災を知るのもどうかというようなニュアンスのことを言われましたが、羽島市の場合、私、今申し上げましたように正木に近いところなんです、堀津とか、あるいは小熊とか、車で15分、20分かかかるような火災も放送をされております。これは機器の問題等もありますが、たとえ下羽栗の人で火災であろうとも、やっぱりその松枝のほうでも知り合いとか親戚の方がおられる場合がありますし、それこそ笠松町全域で防災に努めるんだっつたらば、そうしたことも関係なしに、やはり流すべきことは流す、そして今の、答弁はいただいているんですが、明確な、そういう流す流さないの基準が、ガイドラインが設けられていないということでしたら、やっぱりそれは早急に設けていただく。でないと、本当に避難誘導、あるいは避難勧告、避難指示が必要な災害が起きたときに、果たして一般の町民の方にそれが正確に伝わるのか、そしてそれが聞いていただけるのか、そしてそれが果たして避難誘導に直接結びつくのか、そういった点が甚だ不安でございますので、何とぞそのあたりの検討と、そして今後の対策をお願いしたいと思います。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 先がた言いましたのは、平時のときの、例えば10時以降のこと、どうのこうの、そういうことであって、災害時や緊急時のことを言ったわけではありませんから、誤解がないようにしていただきたい。

また、今言われたような防災行政無線に対する対応は、当然緊急時や災害時において我々がやらなきゃならないことは、先ほども答弁させていただいたように、有効であると考えられる場合には、これは当然我々の判断をもってさせていただく。そういうことをとめておるわけではありませんから、誤解のないようお願いしたいと思っています。

○2番（古田聖人君） 基準はないですね。

○議長（岡田文雄君） 町長。

○町長（広江正明君） そういう基準はまだつくっていないようですが、今言われたように、当然そういう判断をすることがやっぱりできてくると思いますから、ある程度の基準とまで言わなくても、そういうマニュアルはやっぱりきちっと対応していかなきゃならない部分があると思いますから、いい機会だと思いますので、そういうことも指示をしていきたいと思っています。

[2番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） とにかくにも、せっかく全戸に貸与、配付されている防災行政無線ですので、少しでも皆さんが有効に活用していただけるよう、そのあたりの取り組みもお願いしたいと思います。

次に、安否札の件ですが、今後いろいろ検討していただくということなんですが、その点につきましても、自主防災会の皆さんの意見とか、あるいは災害時に活動していただく消防団とか民生委員の方々の意見も踏まえながら、積極的に取り組んでいただきたい、それも一応要望とさせていただきますと思います。

そして次に、教育長さんに再度お尋ねしたいんですが、今回私が安否札の件を取り上げた一つの思いというのは、この活動が、中学生が中心になって行うところにあるという点であります。

改めて申すのはばかられるんですが、先般、笠松中学校では残念な事件が起きて、新聞等にも載ってしまいました。私も保護者の一人として、そして卒業生として、深い憂慮の念を抱いておるわけですが、この中学校の問題、いろいろその背景はあると思うんですが、その1つに、地域の方の理解と協力というのがやはり立て直しには必要ではないかと、そういうふうに思う次第であります。

そこで、その一つのきっかけというのになるのが、安否札の作成と、生徒みずからによる地

域への配付ではないかと、そう思い、今回の質問をさせていただいたんですが、子供たちが、やはり自分でつくった安否札を持って地域を回れば、そこに新たな交流が生まれる。そして地域の方々も、中学校への関心と愛着を持ってもらえる。そうすることで、学校内の空気もよい方向へ向かうのではないかと、そう切に期待を持っているわけなんです、どうでしょうか、教育長。中学校のほうでも積極的にそういった安否札活動を行ってもらい、逆に学校のほうから行政を動かすといった、そのぐらいの強いような形でやっていただくことを、また1つ新たな発展が生まれるんじゃないかと思うのですが、教育長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） ありがとうございます。

議員おっしゃるように、とにかく現在地域の方々が学校に積極的にかかわってくださったり、子供たちが地域に積極的に出るといった活動は、3年前と比較にならないほど進んでおると私は思っておりまして、子供たちが安定した生活を送るためには、地域の期待もあるし、それから地域が見守っていただいているということもありますし、家庭がしっかりしているということもありますし、学校がすばらしい教育をすること、そういったことをもろもろ、要素は大変あると思っています。

この釜石の東中学校では、議員おっしゃるように、防災教育の一環として子供たちが発案したと、こういうふうに言われておりまして、1人が1枚つくればすぐ1,000枚が準備できると。それを自治会の方と連絡をとりながら各御家庭に配付して、地域とのつながりもつくと。とっても意義ある活動だというふうに私も考えております。

で、今やっているボランティアの活動というのは、申しますと、地域の防災の担い手として、子供たちに意識を持ってもらうということですから、子供たちに身につけてもらわなければならないことは、まず笠松町を知ることであるし、笠松町の人を知ると、こういうことから始まるんじゃないかと思っています。それに今積極的に取り組んでいるところでございます。

具体的に、安否札のことについては、確かに避難の有無について外から確認できるいい手段でございますが、一方では、家の中には誰もいないということを宣言するようなものでございまして、一概にこの笠松町が、例えば暴風雨であるとか、それから洪水であるとか、それから地震だとか、そういうことをもとにして地域の方々に避難を促すというようなときであれば、安否札を掲げること自身が不審者を侵入させるということにもつながりかねんと私は思っています。

そうすると、例えばこの事業は、子供たちやら地域の方々と相談してそういうところも想定しないといけないとするならば、地域から皆さんが避難をきちんとしたという確認が例えばとれたとしますと、今度は安否札を外しにかかる。つまり、そんな誰もいないということを宣

言することはしないと。全員が避難していることは安心したら、今度は安否札は全部取ってしまつて、もしかしたらいるかもしれないという状況をつくり出すと。こういったことも、もしかしたらこの笠松町の安否札の活用の中では考えなきゃいけないことじゃないかと。これは先ほど町長さんもおっしゃったことですが、私はそういうことを考えなきゃならないとすると、課題は幾つかあつて、そういうことも含めて、地域の防災の担い手として子供たちが町の話合いの中にも参加させていただいたり、それから、地域の自治会の方々の話合いの中に参加させて、積極的に地域の一員としてかかわり、そして役割を果たすということにつながるとするならば、これはとってもいい活動だというふうに思っています。

〔2番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

防災対策というのは決して正解がないものでありまして、オーダーメイドで対応していかなくちゃいけないという思いが強くあります。そうした意味も含めまして、やはり笠松町は小さな町でございますので、住民と、そして行政が一体になった住民協働で、防災をこれからも進めていきたいと。また、これから年末にかけていろいろまた火災等が心配される時期でございますので、またそのあたりも含めまして、積極的な対策、そして取り組みをしていただきたいと願ひまして、質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） 古田議員の一般質問を終結します。

この際1時半まで休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午後1時26分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

一般質問を続けます。

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 議長さんのお許しを得ましたので、通告順に従い質問させていただきます。よろしく願いいたします。

まず、ごみ問題についてでございます。

平成18年の12月、次期ごみ処理施設については、羽島市南部北東地域と決められ、地権者への説明会が開催されてから、羽島市においては下中町加賀野井地区、城屋敷地区、39人の地権者のうち12人の理解が得られないまま今日に至っているようですが、本来ならば平成22年度には新施設が完成され、23年度からは稼働しているはずであったところを、平成27年3月まで、現在の焼却施設利用延長のために迷惑料などの加算などが行われ、地域住民の御理解で事業が

行われていると思います。既に28年4月稼働は無理となり、いつ工事の着手になるのか見当がつかないまま、ごみ処理についての対策を立てなければならないことになっていると思います。

羽島市議会での我が党議員の質問に対して、市長は都市計画決定という強い行政手続が告示されていること、議会が現計画の推進の意向を決議していることで、断念はできないと表明されています。町長は、現事態についてどのように考えられているのか、お尋ねします。

都市計画決定の告示について、この事業を進めていく上でどのような役割をするものなのか、説明をお願いします。

次に、28年4月からのごみ処理についての進捗状況をお尋ねします。よろしくをお願いします。

2つ目に、非婚ひとり親世帯に寡婦（夫）控除をみなし適用についてです。

非婚ひとり親世帯に寡婦（夫）控除をみなし適用し、子育て支援をすることについてですが、婚姻歴のない母子家庭の母には、税法上、寡婦（夫）控除が適用されていないため、同じ母子家庭でありながら、婚姻届のない母子家庭の母は課税所得が高く設定されてしまい、不利益を受けているということから、東京新宿区議会に次のような内容の陳情が出され、区議会での議論となり、この要望を全会一致で採択し、税法の改正については、国に意見を上げたとなりました。

陳情の主な内容は、1. 税法の寡婦（夫）控除制度を改正し、婚姻歴の有無、男女にかかわらず適用すること。2. 新宿区において、保育料算定や公営住宅利用などの手続を行うに当たり、婚姻歴のない母子家庭であることを認定した上で、現行税法の寡婦（夫）と同等の控除をしたものとして取り扱うよう要望するという内容だったそうでございます。

既に岡山市、千葉市、札幌市、八王子市でも実施されているそうですし、ことし3月25日の参議院総務委員会で新藤義孝総務相は、「実情を知れば、お気の毒という思いはある。実態を把握してみたい。まず自治体や各省が支援制度を設けたりして、適切な対応ができるよう期待する」と答えてみえることから、このことを実施する自治体がふえることで国を動かしていくと考えられると思います。実施についてのお考えをお尋ねします。

次に、子ども・子育て支援法についてです。

私は、議員として働かせていただいて30年目を迎えています。議員になって以来、共働きの親として、何とか保育所の拡充、働く親が安心して安全に保育され、次代を担う子供として成長していけるよう、いろいろな要望をし、随分充実されてきて、ありがたいことだなあと感じておりましたが、この国の施策と相まって、笠松町におきましても笠松町立保育園が福祉法人による民営化になっていっているところがございますが、これについて質問をさせていただきたいと思います。

児童福祉法第24条で、保育に欠ける場合において、保護者から申し込みがあったときは、これらの児童を保育所において保育しなければならないと市町村の保育実施義務を規定していま

すが、第2項に、市町村は認定こども園、または家庭的保育事業により小規模事業者等、必要な保育を確保するための措置を講じなければならないとして、国と市町村が保育を必要な子供に責任を持ち、保育所での保育を基本に進めるという見地を大きく後退させました。

問題点を幾つか述べておりますが、子ども・子育て支援法についての問題なんですが、市町村の保育の実施義務をなくし、保護者と事業者との直接契約にする。2つ目に、施設に対する補助金をなくし、保育の必要性の認定に基づく保護者への個人給付にする。3つ目に、株式会社等の参入促進のため、参入が容易な指定制度を導入、補助金から株主配当なども認める。幼稚園と保育所を一体化した総合こども園新設のほか、基準も形態もさまざまな、多様な施設サービスの類型をつくる。利用料は、現行の国基準に基づくが、施設により上乘せや実費徴収を認めるという問題があるということですが、子ども・子育て支援法が今年の8月に成立しました。そして、内閣に子ども・子育て会議を置き、子育て支援の政策プロセスなどに参画、関与することができる仕組みをつくとあわせて、都道府県及び市町村に子ども・子育て会議の設置を努力義務としました。当町においても、6月議会に子ども・子育て会議条例が提案され、9月議会では会議の回数をふやすための委員報酬増の補正予算が提案されたところだと思います。

町が教育、地域型保育事業の利用定員を決めるときや、市町村計画、県の計画を策定変更するときには、この会議の意見を聞かなければならないとしております。そして、町の計画策定に向け、ニーズ調査が進められ、その調査を踏まえ、来年の夏までに5年間で1期とする事業計画作成が行われようとしていると思います。

そこで、お尋ねをさせていただきたいと思います。

まず、子ども・子育て支援法による笠松町の保育について、どのように考えておられるのかお尋ねします。

なお、子ども・子育て会議の委員は15名以内となっておりますが、皆さんのボックスの引き出しに、この委員の名前と委員長さん、副委員長さんについてはお知らせしてあると思いますので、この点を省かせていただきまして、2つ目には、笠松町の保育の多様化の現状はどのようでしょうか、お尋ねします。福祉公社、企業内保育、地域保育、学童保育、病児・病後児保育、笠松幼稚園、双葉幼稚園、広域保育や町外の幼稚園に通園されている児童、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業などがあるのではないかと思います。その他、把握されている保育所、保育に関する点をお願いしたいと思います。

次に、ニーズ調査をするということですが、どのような内容で、どのような方法で行われるのかお尋ねします。また、対象はどのように考えられているのか、お尋ねします。

そして、学童保育の対象年齢が10歳までという年齢で抑えられていたものが、小学生を対象にすると法が変えられたと聞いておりますが、現状はどのようになっているのかお尋ねし

ます。

そして、この笠松町における子ども・子育て会議は、どのように笠松町に生かされていくのか、その展望についてもお尋ねいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員の答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、長野議員さんからの御質問で、まず第1点目のごみの処理施設問題であります。この現事態についてどう考えているかという御質問であります。現事態についての考え方を述べる前といいますか、ことしに入ってからいろんな経過を御説明しながら、最後、またまとめたいと思いますが、24年の12月に羽島の市長が交代されて、明けてすぐであります。平成25年の1月10日に開催をされました第15回目に当たりますが、岐阜南部広域連携推進協議会、これは2市2町の首長会議であります。この協議会において、羽島市を中心に岐阜羽島衛生施設組合及び構成市町が一丸となって、次期ごみ処理施設の建設を現計画地で推進していくことを改めて確認をしております。

これを受けて、羽島市においては、この生活環境課内に用地交渉専任チームをつくっていただいて、地元との交渉体制を強化していただいたわけであります。そして、3月、7月、9月に、羽島市において市民フォーラムのごみと暮らしを考える会を開催していただいて、羽島市が直面するごみ処理の課題に関する現状報告や、あるいは候補地選定の経緯に係る検証結果の説明や、あるいは学識経験者などによるごみ処理施設の必要性や安全性などについての講演を行っていただいて、中でも9月に開催をされた第3回の考える会においては、約5時間に及ぶ賛成派や反対派の皆さんの討論も繰り広げてまいりました。そしてまた、8月と10月には、この施設組合が主催をして、名古屋市の鳴海工場へ先進地視察として実施をさせていただいて、羽島市の自治会委員の皆さんに新ごみ処理施設に係る安全性や必要性について体感をしてもらって、その成果をまたホームページや広報紙等に情報発信していただいております。

これらの事業を新たに実施した結果、従来、この建設計画に関心の薄かった市民の皆さんの意識改革もなされて、各自治会を通じて新ごみ処理施設建設の必要性や、あるいは重要性の認識が羽島市内に徐々に広がりつつあるのではないかとと思われるわけではありますが、その後、この10月に入ってから、羽島市の副市長が賛成派や反対派を含む39の地権者全てを訪問されて、それもまた、松井市長も反対派の12人の地権者宅を相次いで訪問されて、地権者の意思の確認を行いました。反対派の皆さんは強硬な態度を崩してはいないと聞き及んでおります。

以上、申し上げましたように、新しいごみの処理施設の建設の推進には依然と高いハードルがありますが、これまでと同様に、組合及び構成市町が一丸となって現候補地での建設計画を推進していく、そのような思いで考えておるわけであります。

その次に、都市計画決定の告示の役割であります。都市計画決定というのは御承知のよう

に、都市計画を一定の手続によって決定するものでありますが、その決定権者は原則として都道府県知事か、あるいは市町村長であります。その市街地の再開発事業が都市計画として決定されるのは、都市機能の更新や、あるいは防災面の整備を図る公共性の高い事業であり、強力に推進する必要があるものと公に示すものであります。この都市計画決定がなされた場合は、その施行区域内では、やはり都市計画制限が働いて、地権者の方が建物を建築する場合には都道府県知事の許可が必要となったり、あるいは投機的な土地の売買ができなくなったりなどの、いわゆる長期的な事業の円滑化や、あるいは計画の水準の確保のためのさまざまな規制が入ってくるわけであり。そうした施行区域内での地権者には、こうした規制や、あるいはデメリットのほか、この区域内の土地を自治体などに売買するときには、所得税法の課税特例や、あるいは代替資産の取得の特例が受けられるなど、いろんな税法上のメリットもあるわけであり。このように都市計画決定というのは、やはり施行区域内の地権者にとっては、今申し上げたようなメリットやデメリットが発生する行為でありますので、決定権者においては、当該事業に係る高い必要性和大きな責任のもとで都市計画決定を行うことになるわけであり。

なお、全ての都市施設にこのような都市計画決定をする必要はありませんが、今回、このごみの焼却場の新築については、建築基準法第51条の規定によって都市計画決定が必要となっておりますので、法律に従って、羽島市によって今回の決定がなされたところであります。

その次に、平成28年4月以降のごみ処理についての御質問であります。平成25年4月以降のごみ処理につきましては、平成23年12月に開催された第12回の南部広域の協議会での協議結果を受けて、翌年の1月に施設組合の管理者が記者発表されたんですが、その記者発表をしたとおり、次期ごみ処理施設が完成するまでの間は、構成各市町の責任においてごみの処理を行うこととされておりますが、この組合及び構成市町が情報を共有しながら協調して対応していくという方針については、25年1月開催の、先がた申し上げた第15回の南部広域において再確認をされております。

この近隣の公共処理施設へのごみの持ち込みについては、羽島市や、あるいは岐南町及び笠松町の置かれている状況について一定の理解を示されてはおりますが、新しいごみ処理施設建設の見通しが立っていない自治体のごみを受け入れることについては、受け入れ施設周辺の住民の皆さんからの強い反発が想定されるなどの不安定要素もありますので、現時点において受け入れに係る御協力を得ることは非常に困難で、難しい状況であります。

こうした状況を踏まえて、1市2町では近隣の公共施設だけではなくて、民間の施設も含めて最善の方法を協議しておりますが、一般廃棄物の持ち込みについては、この受け入れ先が公共または民間の施設にかかわらず、所在する自治体との事前協議が必要となってまいります。他の自治体からのごみの受け入れについては、受け入れ施設の周辺住民の皆さんの感情に十分

な配慮を要することであるから、大変デリケートな事案でもあり、慎重に対応していくことが必要であると思います。

笠松町としては、この28年4月以降のごみ処理に支障を来さないよう、今あらゆる選択肢を検討して、この先、議会の皆さんと協議しながら進めてまいりますので、御理解をいただき、また御協力をいただきたいと思いますと思っております。

その次に、非婚ひとり親世帯の寡婦（夫）控除のみなし適用についての御質問であります。税法上の寡婦（夫）控除の適用については、戸籍法に基づく届け出がなされているかいないかで判断をされますが、これは民法で婚姻の成立に関して法律上の手続を要求する、いわゆる法律婚主義を採用しているからであります。このことは、やはり日本の社会制度の中で、いい意味での家族関係や地域のつながりを保つ大切な仕組みでもあると考えますが、しかしながら、事実上、寡婦（夫）と同様な状況にありながら非婚ひとり親世帯が不利益をこうむっているとすれば、これは特にお子さんにその責任がない以上、不本意な結果になっていることではないかとは思っています。したがって、まずはこの非婚ひとり親世帯の方々がどのような行政サービス上の不利益をこうむるのか、あるいは制度上の課題などを今後十分整理をさせていただいて、先進地の運用状況なども含めて、これは今後調査・研究をして進めてまいりたいと考えております。

そして今度、子ども・子育て支援法についての御質問の中で、笠松町の保育についてはどのように考えているかという御質問であります。

この子ども・子育て支援制度では、市町村が子ども・子育て支援の実施主体としての役割を担うこととなり、子供の教育や保育、子育て支援を総合的に進めるための市町村計画を策定して給付と事業を実施していくこととなりますが、この制度設計の背景には待機児童の解消というのがありますが、そのため、あらゆる保育施設を有効活用して、その解消を図るとともに、多様な保育サービスの実現にも対応しようとする点や、あるいは保育を含む子育て支援の窓口を市町村に一元化することによって、利用者への情報提供などの利便性の向上につながるなど、一定の評価に値するものではないかと思っております。

そして、その次に保育の多様化の現状はどうなのかという御質問の中で、笠松町内には、御承知のように、私立の認可保育所が4施設ありますが、このほか、現在、町が直接指導監督権を有しておりませんが、保育事業を行っている施設としては、認可外保育所が1施設、そして事業所内保育所が3施設あることは承知をしております。

共働き世帯の増加や、あるいは就労形態や、また生活形態の多様化などによって保育サービスの量的確保というのは言うに及ばず、いわゆる子育て支援ニーズの多様化に伴うきめ細やかな保育サービスが現在求められておるわけですが、これまでも乳幼児保育や、延長保育や、そしてまた障害児保育や、多様な保育事業を推進してまいりましたが、今後はこうした認

可外保育所などの多様な保育施設を含めて保育の質を確保しながら、計画的に保育サービスの量的拡大を図っていく、こういうことが必要となってくるのではないかと考えております。

その次に、子ども・子育て支援法に基づくニーズ調査についての御質問であります。平成27年度からの5年間で1期とする子ども・子育て支援事業計画策定に当たっては、子育て当事者の教育、保育及び子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望を把握するため、各家庭へのアンケート形式によるニーズ調査を現在実施をしておりますが、調査内容につきましては、まず国が示す、いわゆる標準調査というのを基本に、笠松町の子ども・子育て会議での審議を経て決定をいたしました。この調査対象につきましては、就学前児童及び小学校5年生までの児童で、世帯の末子を調査客体として、世帯としては全件調査で、就学前児童981件、小学校児童560件の計1,541件で、調査方法は郵便等による送付と回収となっております。今後、2月ごろに、このニーズ調査結果の分析等のため、再度子ども・子育て会議を開き、来年度の事業計画策定に向けて準備に入っておるところであります。

その次に、子ども・子育て会議が笠松町の子ども・子育て支援にどのように生かされるかというお尋ねであります。子ども・子育て会議は、長野議員御指摘のように、利用定員を定める際や、あるいは市町村計画の策定、そしてまた変更の際に意見を聞くほか、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関して、必要な事項についての調査・審議や子育て支援施策の実施状況を調査・審議をして、継続的に点検・評価を行うなど、この役割がそのようになっております。したがって、子育て当事者の意見の反映や、あるいは地域の子ども・子育て家庭の実情を踏まえた施策の推進を担保するとともに、笠松町の子育て支援に関する今後の方向性を示すため、深くかかわっていただくことになってくるわけでありまして。

その次に、学童保育の御質問であります。現状と今後の方針についてのお尋ねであります。

昨年12月に町独自のアンケート調査を実施させていただいて、その結果を踏まえて、平成27年度からの対象年齢拡大に伴う受け入れ体制等の課題を調査・把握するために、今年度、試験的に夏休みを4年生までを対象に実施いたしました。また、開設時間につきましては、これは保護者からの御要望もあり、夏休み午前8時からを7時半からに拡大して実施し、以後、この開設時間延長については本実施をしております。

今後の方針につきましては、今年度の利用状況等を考慮して、来年度、夏休みにさらに年齢を拡大して実施をし、課題や問題の把握に努めるとともに、その解消を図りながら、27年度からの円滑運営につなげていきたいと考えております。

なお、今年度の放課後児童クラブ等の利用の状況に係る詳細につきましては、後ほど担当部長より答弁をいたさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） 私のほうからは、放課後児童クラブの利用の現状の中で、詳細

の利用人数についてお答えいたしたいと思います。

今年度の夏休みの利用者は、7月ですけれども、笠松が29人、松枝が99人、下羽栗が72人の利用がありました。その中で、4年生の利用につきましては、笠松が29人中6人、松枝小学校が99人中6人、そして下羽栗小学校が72人中3人という結果でありました。

なお、下羽栗小学校につきましては、通常施設定員60人を12人超過したために、総合会館を利用して実施いたしております。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 御丁寧な答弁ありがとうございました。

まず、ごみ問題についてお願いいたします。

町長から言えば、やはり羽島市の言うとおりに、現建設予定地で進めていかれるのを見詰めていくと、今のところはそういう状況ではないかと思いますが、今いろいろお話を聞く限りは善処していただき、一日も早い建設に向かっているよう見詰めていく以外ないのかなと、そんなふうに思いましたが、羽島市においても、これまでに比べれば副市長さんや市長さんがお出ましになって、これまでもあったかもしれませんが、直接当事者に当たっていらっしゃるという点だけでも評価できることではないかと思います。名古屋市の鳴海の施設を見学されたということですが、ここには地権者は皆さん行かれたか、どんな状況だったのか、ひとつ聞いておきたいと思います。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 鳴海工場への視察というのは、地権者の方ではなくて、羽島市の自治会の自治委員の方が行かれたということであります。

[10番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 外から埋めていくという手もあるのですが、もう一努力必要かなという思いもいたしますが、そこはそれまでにしておきまして、次に、28年の4月以降の件なんです、今のところでは民間と近隣の施設ということですが、1つ提案なんです、民間に委託するためにどこかにごみのため場をつくって、そしてそれから運搬していくということなどを考えるなら、近隣のごみ施設、羽島市の議員さんの質問によりますと、県下78カ所焼却施設があつて、今の稼働能力からいうと80%の稼働だというふうに言われたそうです。ですから、私は近隣の議員さんたちとも話している中で、1つは、期限が切られないので、住民に相手方も説明するのが難しいという話もどこかでお聞きしたと思いますが、そういうことですので、例えばこれから10年間お世話になれないかというような形でお願いをしていくことができないのかとも思ったりするんですが、そういう点ではどうでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 長野議員さんの思いはよくわかりますし、我々もできる限りの努力をして、近隣の市町村を初め皆さんにお願いをしてきたわけでありますが、先ほど答弁でも申し上げたとおりの事情の中で、御理解をなかなかいただきにくい状況でありました。当然そういうことも踏まえて、28年の4月以降、我々は責任を持ってごみ処理を対応しなきゃならないことでもありますから、そういうことも踏まえ、また先ほど申し上げました企業の部分も踏まえ、今、最大限努力をして進めておるところでありますので、またいろいろ経過等御報告するときには、また御理解いただいて、御協力いただきたいと思いますと思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 確かに、例えば川島町が、こちらの衛生施設組合から各務原市の施設に投入するに当たっても、そう簡単なことじゃなかったそうです。それはまず町長さん方は御存じだったかと思えますけれど、やはりその周りの住民に川島町分も迷惑をかけていくということで、何度か何度かの中で、あれは1年半ぐらいかかっておると思いますが、そうした各務原市に合併してもなお、そのような形で受け入れられたそうです。ですから、まして合併しない私たちがどこへ受け入れてほしいというにも、1回や2回や、そんなことでは済まんだらうというふうには思いますので、そっち側のほうの努力も含めて考えていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） いろんな状況を判断しながら、当然今言われたように、そういう努力もいろいろ方向性も見詰めて進めていく、これはやっぱり必要なことだと思いますので、よく意見をお伺いさせていただきたいと思えます。

〔10番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） どうぞよろしく願いいたします。

次に、ひとり親関係なんですけど、これもぜひ調査・研究し、実施しているところなどを見ていただき、多分笠松町では、ほぼ保育料に関するところぐらいたと思いますけれども、お願いしていきたいと思えます。

また、その調査の結果はお教えいただけるとありがたいと思えますが、どうでしょうか、ひとり親の状況を。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） まだ本格的にその調査をいたしておりませんので、調査の結果として御報告できるような状況ではございませんが、例えばうちの住民福祉部の範疇で……。

○10番（長野恒美君） 結果が出たときでいいよ。

○住民福祉部長（岩越 誠君） よろしいですか、じゃあそのときにお答えしたいと思います。

〔10番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） それでは次に、子ども・子育て支援法についてお願いいたします。

まず1つですが、今度のこの子ども・子育て支援法の中で、保育所を建設することに対して、民間についても、町立にしても、3分の2は国と自治体で持っていたと思いますが、そうした建物を建てることに対しては一切の補助がなくなるというふうに聞いておりますが、その点はどうか。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。まだ十分な情報が来ておりませんので、施設面の補助がどうなるかということとはわかっておりません。ただ、いわゆる今までの保育単価と言われるものが、公定価格として現在国のほうで審議されておりますので、それが明確にされた段階で順次情報として流れてくるのではないかなというふうに予想しております。

〔10番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 次に、保育所の運営費は既に削られ、笠松町もこの問題でこそ福祉法人をつくり、民営化の形態をとらざるを得なかったと、私はそのように考えておりますが、こうした、いわゆる保育所の建設費、そして運営費など、国が本来なら日本の子供として育み育てていくという立場に立つのなら削るべきものではないと思いますが、その点ではどのように考えておられますか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今の子ども・子育て支援法の中で、今我々が保育は子育てに対応しようとしていることは、これまでも私どもがいろいろ保育事業に対して推進してきたことに対することに後戻りするようなことはないことでありますから、そういうようなことをしっかり保育事業が推進できるように、今度は我々が主体となって努力することでありますから、それをまた御理解いただいて、子供の対応を進めていただきたいと思います。

〔10番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 今、保育料は、先ほど部長が言いましたように、国が保育単価の基準をつくり、それに準じた形でそれぞれの自治体がそれに基づいた基準に準拠しながら保育料をいただいており、それをそのまま、それぞれの保育所に返していらっしゃるというふうに思いますが、今後、この点は大丈夫でしょうか。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

制度の詳細の話になりますので、まだ十分なことはお答えできませんが、今現在の国からの情報の中では、先ほど申し上げたように、公定価格というものを定めて、従来の保育単価的なものを定められるということで、当然保育料につきましても徴収基準額というものをまた国が再度設定してくるものと思われまます。

制度設計の中で大きく変わるのは、概念が変わります。ただ、笠松町におきましては民間保育所だけですので、施設型給付というものの範疇の中ではあるんですけれども、当分の間の措置として、市町村が実施主体として委託費として払うと。今まで運営負担金というような形で措置費を払っておりますが、それと同じような形になるのではないのかなというふうに考えておりますので、あとは単価の話ということになります。

それよりももっと深く掘り下げて、多様な保育という、先ほど先生申された中で、地域型保育というようなものが新たに創設されることによって、小規模保育という形で、今度、認可外保育所がその給付を受けられるということになりますので、それは逆に向上する話ではないか、事業者にとっては運営上かなり助かる話ではないでしょうか。それと、あと企業内保育所につきましても、これから、例えばその地域の児童を受け入れ対象とすれば、そういったことも給付の対象となると思われまますので、恐らくそういう意味での企業の参加ですね、運営主体は大抵株式会社ですから、そういった部分も含めて広く待機児童の解消を図るなり、多様な保育へのそのニーズに対応しようとしているという動きではないかと思われまますので、今、一概に後退というような形では、一切私どもは見ておりまませんので、今後の成り行きを見ながらと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 次に、現在の保育でいえば、8時間保育を基準にして長時間保育など定められていると思いますが、今度のこの子ども・子育て支援法では6時間でもよいという形、パートで働く方たちに対しては、そのような対応をするような方向に来ているようですが、子供の集団保育としての体制が崩されていくのではないかという心配も上げられております。また、保育の親御さんと、今は事前に募集があつて、そして面接され、必要な子供をどの保育所にとということも親の希望など聞かれて行われていると思いますが、それが今度は親と経営者との契約になる。そして、そこにはもうからないと思える親の子供は切っていくこともできるだろう。それから、収入の上限も、その親の収入によって、もちろん今もあれですが、保育料の上限、下限も決めていける経営者によって決めていき、もうけの対象とし、そして先ほど言いましたように、株主に配当していくような子育ての方法、子育てというよりも保育経営も認め

られていくのではないかと、そんな心配もされております。

ですから、もちろん部長が言いましたように、笠松町でどうなのかということはあれでも、そのあたりもよく見ていくべきではないかと思うし、何でも国に従っていくということでは、本当に日本の子供を育み育て、また笠松町のふるさとに、本当に人間として育てていく子供をつくっていくということでは、ますます格差のある状況をつくっていくのではないかと思いますので、よくそのあたりも研究しながら、全てがよいとしないで、国のやることを見詰めていただきながらお願いしていきたいと思います。

希望にして終わります。御丁寧な答弁ありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） お疲れさまでした。

2時35分まで休憩します。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時35分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

一般質問を続けます。

4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） 午前中は、いろいろと御迷惑をおかけしました。ありがとうございました。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

質問に際しまして、まずは放馬事故での被害者の方に心から御冥福をお祈りいたします。

今回の笠松競馬場の放馬事故に関しましては、新聞を初め全国ネットのニュース等で何度も報道されておりましたので、皆さんも概要は既に御承知のことと存じます。

今回の一般質問の行政に対する品質管理的手法についてに取り上げることで、いま一度、管理者たる町長から競馬場での放馬事故についての経緯等、今度の対策に対する説明をお願いしたいと思います。また、対策を考えるに對しましては、原因の解析を行ったと考えられますが、どのような手法で、どのような経緯で解析を行い、原因の特定を行ったか、またそこからどのような経緯で対策を導き出したかについて御説明を願います。

I S Oについてでございますが、I S O 26000とは、国際標準化機構 I S O で策定された規格の一つであります。日本では、2011年10月に批准しております。

この規格は、社会的責任を明確化するものであり、規格批准をした国は、企業のみならず、活動が社会及び環境に及ぼす影響に対して全ての組織がひとしく責任を負うことが求められている規格です。

社会的責任を果たすための7つの原則として、説明責任、組織の活動によって外部に与える

影響を説明する。透明性、組織の意思決定や活動の透明性を保つ。倫理的な行動、公平性や誠実であることなど普遍的な倫理観に基づいて行動する。ステークホルダーの利害の尊重、さまざまな利害関係者へ配慮して対応する。法の支配の尊重、各国の法令、憲法、各種法、条例等を尊重し、遵守する。国際行動規範の尊重、法令のみならず国際的に通用している規範、スタンダードを尊重する。人権の尊重、重要かつ普遍的な人権を尊重するの7つを上げています。

I S O 26000における中核主題を簡潔にまとめると、コミュニティーの参画と発展、雇用の創出、スポーツの促進、児童・生徒の教育活動、ボランティアの活動。2番目が人権、差別のない雇用、人権教育。消費者課題、積極的な情報開示、消費者に優しい商品づくり。組織統治、適正運営、利害関係者との対話や社会専門家、第三者の活用。労働慣行、現場の安全環境の改善、人材育成、職業訓練。公正な事業慣行、社会に対して責任ある倫理的行動、意識向上、内部告発、相談窓口の設置。環境、省エネ、省資源、二酸化炭素削減、環境保全の7つを述べています。これは行政として、守るべき、行うべき内容と重複するところが多く存在します。行政としての品質管理的手法の導入に関しまして、I S O 26000に対する考え方をお示してください。

また、以前同じような質問をいたしましたときに、庁舎内のふぐあい、クレームに対し、総務課で集約していただくようお願いしたことがございますが、その後の状況についてお知らせください。

次に、道徳のまちについてですが、SNS等の活用についてということも含めて質問いたします。

道徳のまち条例を施行した笠松町ですが、このたび文部科学省の有識者会議は2日、現在は正式教科ではない小・中学校の道徳の時間を特別教科（仮称）に格上げし、検定教科書の使用を求める報告書をまとめました。近く下村博文文部大臣に提出する。文科省は、中央教育審議会の議論を踏まえて学習指導要領を改訂する方針で、2015年度の教科化を目指すとして日本経済新聞の記事にありました。お隣の中国でも、国家的政策で道徳を推し進めているようであり、道徳委員会を中心に進めている当町の方向性に間違いはなかったのではないかなというふうに考えております。

そんな取り組みの中でも、我がまちの「ちょっといい話」というものがありますが、この内容はとてもいいものだと思っております。この内容というのはどのように吸い上げてきているのでしょうか。

町民の皆さんから広く「ありがとう」を集めることで、さらに「ありがとう」が広がっていくのではないのでしょうか。この「ありがとう」を集約するツールとして「かさまるちゃんありがとうボックス」のような箱を公共施設、学校などに配置してはどうでしょうか。中学生のよくない評判を耳にしますが、よいこと、ありがとうを集めて、町民の皆さんに知ってもらえる

ことも、彼らのやる気の成長につながっていくのではないかというふうに考えております。

さらには、こうした実態投書に加え、ネット上でのSNS、フェイスブック等を活用し、まちづくりの一環として活用していくことも考えてみてはどうかと思っております。町民の皆さんへのインフォメーション、町外の皆さんへのインフォメーション、つまりふるさと納税の報告や経緯、町政策の周知を「かさまるちゃん」がフェイスブックを通じて発信するということが、行政に対する親しみが一層進んでくるのではないのでしょうか。「かさまるちゃん」が発信することで、かさまるタイムズとの統合を図った上で、「かさまるちゃん」の目と口を借りることでソフトに情報発信ができるのではないのでしょうか。ゆるキャラで人気の「ふなっしー」のように、話すことができない「かさまるちゃん」がフェイスブックで発信することで、一層親しみを生むのではないかというふうに考えております。

「ありがとう」もフェイスブックから吸い上げることもできますし、部活動などで活躍する状況をリアルタイムで、動画を含め報告することも可能になります。町事業でリアルタイム発信等、活用のメリットははかり知れません。企業でも、ここから新製品を生み出したりしておりますし、犬山市議会のように議会としてフェイスブックを活用している自治体もあります。さらには、岐南町でも検討に入ったというふうに聞いております。

ネットになじめない方のために、今までどおり紙ベースでの媒体も残しつつ、双方向でソフトな部分からの活用を考えてはいかがかと思いますが、どのように受け取られますか。教育文化のみならず、まちづくりの一環として、連携の中で考えていただくとベターだと思っておりますが、その考え方をお聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） 4番 川島功士議員の答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、川島議員さんからの質問で、まず第1点目の品質管理的手法についての中で、笠松競馬の人身事故について、事故の経緯と今後の対策についての御質問ですが、これに関しましては、少し長くなりますが、事故の経緯等を説明させていただいて答弁したいと思います。今回の放馬事故の経緯については、管理者である私から申し上げますと、今回の事故は、御承知のように、10月28日の午前3時6分に岐南町の薬師寺地内の堤防上で発生をいたしました。

その経緯は、笠松競馬場の走路において調教中に騎手が振り落とされて落馬をして、馬はそのまま走路を周回した後、装鞍所内を猛スピードで通過して、東門出口から堤防道路へ逃走をいたしました。そして、この堤防道路を東方向へ約200メートル逃走した後、西方向に走行してきた軽四乗用車両に衝突をして、そのはずみで対向車線を走行していた乗用車に衝突したものであります。この事故により、軽四乗用車両を運転されていた山県市在住の64歳の男性が

お亡くなりになり、岐阜市在住の67歳の男性が軽傷を負われたということが、この事故の経緯であります。

この事故を受けまして、早急な対応を講ずるために、地方競馬組合と県の馬主会と県の調騎会と岐阜県厩務員共済会、この団体で構成をします笠松競馬の事故発生防止対策協議会というのがございますが、この協議会によってまず検証協議を行うほか、この後、県の地方競馬組合とその構成団体である岐阜県、そして岐南町、笠松町によって、新たに笠松競馬の放馬事故防止対策検討委員会を設置して事故の検証と再発防止策について協議を行いました。

事故原因の検証等を行った結果、今回の事故の直接的な原因は、本来であれば閉鎖されているべき東門出口が開放状態であったこと、そして放馬を知らせる赤色灯やサイレンが作動したにもかかわらず、東門出口の警備員が配置場所から離れていたため、門の閉鎖などしかるべき対応ができなかったことなどでありました。

そして、さらなる要因として、運用面においては、これは門扉の開閉を馬の通行にあわせてその都度開閉すべきところを行っていなかったこと、そしてまた警備員が所定の位置にいなかったこと、また落馬や放馬後の早い段階に緊急警報装置を作動させることができなかったこと、さらに堤防道路への進入箇所に警備員を配置しておらず、進入防止ロープが活用できなかったことなどでありました。

また、設備面では、この出口手前の置き柵を設置することによって、馬が逃走した場合、減速するように対策を講じていたものの、その効果が限定的であったこと、そして東門出口のガードマンボックスの中では、窓を開めると今度はサイレンの音が聞こえづらくて、緊急時の対応が即時にとりづらいついたことなどが要因としてありました。

こういった全ての検証結果から、事故防止の対策としては、装鞍所の置き柵の増設及び緊急警報装置の増設を行って、運用面においては、組合職員を常駐化して調教時の総合的な監視体制の構築をし、装鞍所内の警備員の増員をし、そして監視室の監視員の常駐化をし、落馬と同時に緊急警報装置に信号発信できるような無線スイッチの導入をし、装鞍所の門扉開閉の適正な運用の徹底と委託業務の履行確保、そしてまた道路警備員の増員などの対策を講じました。

そのほかにも、安全な笠松競馬運営を図るために、日々の業務を適正に履行するための業務マニュアルや、あるいは非常時に迅速かつ的確な対応をとるための非常時対応マニュアルを整備したほか、放馬事故を想定した非常時訓練を定期的実施することといたしました。また、その他の安全対策として、走路や装鞍所以外の厩舎、馬運動場などの、いわゆる施設の修繕とか、あるいは馬道と一般道の交差点における警備の増強などの対応を講じました。

今回の事故は、日々の業務の管理体制が不十分であったこと、また運用が徹底されていなかったため起きたものでありますので、今後、これらの各対策が形骸化することがないように、安全管理責任者を置いて各部署で安全対策の状況を常に把握し、二度と事故が起こらないよう、

万全な放馬事故対策に努めていきたいと考えております。

そしてまた、その経緯でいろいろと事故の解析をして特定し、その対策をどのような経緯で導きましたかという御質問に関しては、今回のこの放馬事故に対する直接的な原因の把握及びこれまでの放馬事故に対して講じた対策や、あるいは運用方法、効果等々を考慮して、地方競馬組合の施設全般を総点検した結果、今申し上げたような再発防止策に至ったものであります。

その次に、ISO26000に対する考え方についてであります。議員が言われたように、ISO26000に掲げられている7つの社会的責任の原則は、行政にとっても非常に重要なものと認識しております。これまでも、各施策の決定や実施をする上においては、行政として法令の遵守などは当然のこととして、その他の説明責任や、あるいは政策決定等の透明性についても常に意識をして行ってきたところであります。今後、こうした国際的な手引を参考にしつつ、法令遵守を基本に行政運営をしてまいりたいと考えております。

そして、クレーム等に対するその後の状況についての御質問であります。この件につきましては、平成22年の第3回の定例会において御質問をいただいて、以後、全職員により情報共有を図っているところでありますが、この情報共有を図っているものは、担当で判断できないような苦情内容で、部長級以上の上司と相談をし、対応した主なものについて総務課で取りまとめを行い、全職員が見られるようデスクネットにより情報共有をしております。また、これら以外にも、報告や連絡を、相談を常日ごろから徹底させて、組織としてのコミュニケーションを密にして、健全な行政運営に心がけているところであります。

その次に、道德ボックスについての御質問であります。このふるさと笠松の「ちょっといい話」は、現在まで75回発行をしておりますが、その内容の吸い上げ方としましては、3つの方法があるわけですが、1つ目は、町民の皆さんからの情報提供であります。そして、いい話があったら公民館へ電話やファクスや、また手紙で教えていただいているように、「ちょっといい話」の誌面をお願いをしております。2つ目は、道德のまち笠松推進会議の委員の皆さんからの情報提供であります。3つ目には、道德のまち笠松の事務局による情報収集であります。さまざまな会合等でいい話がないか、アンテナを張って情報収集に努めております。また、「ちょっといい話」は町のホームページに、今度は道德のまちのバナーをつくり、町民の方々はもちろん、その他の方々にも簡単に閲覧していただけるようにしております。

その次に、「かさまるちゃんありがとうボックス」のような箱を設置してはどうかという御質問であります。学校では、以前独自のボックスを設置していたところもありますが、今は、これは直接身近な先生に伝える方法に変えてやっておられるようであります。学期に1回程度、アンケート調査を実施して、いい話や困ったことなどの実態の把握に努めているところでありますが、公民館などの公共施設では、現在、ふれあい意見箱を設置していますが、議員の御提案のように、この箱をさらに活用しやすいよう、箱の表記などを変えることを含めて、より一

層町民の方から情報収集がしやすいような工夫を考えてみたいと思っております。

その次に、SNSを活用した行政情報の発信についてであります。スマートフォンや、あるいはタブレットパソコンのような高性能の情報端末や携帯キャリア等による、いわゆる高速通信網が広く普及されたことによって、インターネットを通じて行うSNSは、若い世代を初め多くの人々にとって身近なコミュニケーションツールとなっておりますが、自治体においてもSNSが持つ情報発信力や、あるいは共有力を活用した取り組みが注目をされてまいりました。特に、東日本大震災の際の災害情報をツイッターやフェイスブックなどでリアルタイムに発信できたことによって、災害時に有効な情報伝達手段であることが確認をされましたが、県内でも既に10以上の市町村で公式フェイスブックページの運用を始めておりますが、その多くが、今は観光や、イベント情報の一方的な提供のみであり、SNSの特性を生かした双方向のコミュニケーションが築かれているものは、なかなか余り見受けられないのが現状のようであります。災害時の情報発信の確保や、あるいは町のPR活動への活用や、あるいは住民との双方向コミュニケーションの確立には有効な手段であります。その運用上、いろいろ問題点の解消など、ガイドラインの策定が必要であると考えますので、SNSの有効性について、いま一度調査・研究をして、対応を考えてみたいと思っております。

[4番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 放馬事故に対しましては、非常に詳細に御報告をいただきまして、公式の場で管理者側の町長が報告していただいたのは、多分初めてだと思いますけれども、ありがとうございました。

内容については、もちろん報道のとおりなんですけれども、きちっと町長の口から話していただいたことはありがたいと思っております。

競馬の内容の細かいことについては、我々笠松町議会がどうのこうのという問題ではなく、向こうには競馬協会がございまして、そこで十分検討していただければいいと思いますが、ただ今回は、行政の品質管理的手法というものの中の例題として挙げさせていただいたということで、御理解いただけるとありがたいなと思います。

いろいろ対応策を見ていただいて、かなりお金もかかるし、手間暇かかることを対応していただいたなあということがあるんですが、管理者を置いて、最終的に時間が経過しても形骸化しないように云々というような答弁があったと思うんですけれども、具体的にどのような内容をどういうふうにチェックするのかという答弁がなかったんですね。例えば、僕らがものづくりという立場から品質管理をやりますと、例えば毎日こういうふうになっているのに、例えば記録をつけます、日報をつけますという返事をしたときに、じゃあその日報の対応は何なのか、記録の内容は何なのか、そして誰が最終的にそれをチェックして公開するのかというところま

で求められるんですね。そういうことがないように、管理者を置いて厳重に見ておきますでは成り立たないと思うんですけども、またやると忘れましてということで終わってしまうのではないかというふうに思うんですが、その点についてはどのようにお考えですか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） この対策が形骸化しないようにという一つの手段として、私どもは毎日、その現場である装鞍所に正規の職員が交代で1人おることと、そしてまた馬に直接携わっている調教師が毎日3人そこで監視をすることと、そういうことをあわせて人的な運用の面においては責任体制をとっていつも毎日監視している。それを、今度設けました安全管理責任者に報告をしながら毎日の業務をチェックしていく、そういうことを今始めさせていただいております。今までは、確かに言われたように、マニュアルとか、そういう対策とかを立てて、それで終わっていたことではありますが、そういうことをすることが形骸化するもとでありますから、人間が必ず1人責任を持って、報告、連絡、相談しながら毎日の対応を進めていく。そういう中で月に1回、今度は訓練もする、そのことによって全員が一つの意識を持って進んでいく、そういうことをこれから積み重ねていくことを確認して、今それを徹底して努めているという状況であります。

〔4番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

今までに比べると、格段に進歩は見られると思います。けれども、例えばじゃあ本当にそこに立っていたんですかと言われたときに、第三者に対峙できるようにしておいたほうが、僕はそれぐらいまで徹底しないといけないだろうというふうに思います。

もちろん、報道などによりますと、ことしになってから笠松競馬では放馬が4回目だということで、全国で5回あったうち4回が笠松競馬であったということで、じゃあ、なぜ1回目、2回目のときにこれの対応ができなかったのかということなんですよね。極端な言い方をすると、大きな事故にならないとそのまま済んでいってしまったのかと言われてしまうようなことなんです。

そういう小さな事故の積み重ねが大きな事故になっていくんですけども、小さな不良の積み重ねが大きな不良になるわけなんですけれども、その1回目、2回目のときに、きちんとした品質管理的手法を用いて原因分析をして解析を行い、対策を立てて、その検証まで行っていれば、今回のような事故は起きなかったのではないかと思うんですが、その点についてどう思われますか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今度の放馬事故でいろいろ検証し、対策を立てる中であらわれたことが、

今言われたように、確かに置き柵を対応したわけですね、1回放馬があつて、これではいけないということであの置き柵で放馬対応した。けど、それが実質上、置き柵として機能していなかったというように、やはり一つ一つの確認や対応がきちっとできなかったこと、これは今御指摘いただいたようにしっかり反省をして、検証をしなきゃならないことであります。当然、今のような対応と検証をしていれば、2回、3回の事故が起きなかったことはやはり結果的に言えることでありますから、そのことも十分今回の事故を踏まえて我々が検証し、反省し、対応した結果であります。

今言われたような対応の中で、全て、そういう警備や、装備や整備をするマニュアルさえもなかった部分もありましたから、これは厩舎、装鞍所の警備のマニュアル、そしてまた警備だけではなくて、事故が起きたとき、放馬が起きたときの非常のマニュアル、いろんなものをきちっと分析をして整備をさせていただきましたので、そのことを全員が対応を考えながら一步一步進んでいくことが大事だとありますから、そういうことに努めて事故対策を進めていきたいと思っております。

[4番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

基本的に私が考えていることと同じことを今答弁いただいたと思うんですけども、今は競馬場の事故を例にとって、1回目、2回目、3回目、今回の4回目で大きな事故になってしまったということで、例えばこの厩舎の中にもいろんな、先ほど言ったクレームを集約していただいているというようなことであります。やっていただくようになりました、前回のときに。

そのようなことで、行政というのは、いつやっても同じような結論が出ないといけないというのが私の持論であります。どの職員であっても、誰がやっても、法律にのっとって、遵守して、あの人に言ったらできたけど、こっちに言ったらできなかったと、窓口にいる人によってその対応が異なつてはいけないというのが私の持論でございます。そういうことからいって、まず認識の共有化ができてきたというのは一つだと思います。

問題は、今競馬の事故と同じなんですけれども、認識の共有化をした後に、なぜそれが起きたのかという原因分析、解析をちゃんと行っているのかどうかということなんですよね。何かのクレームがあつた、今回ちょっと新聞にも載りましたけれども、給食の麦御飯の発注ミスですか。以後は発注しないように気をつけますということでは、また同じことが起きるわけなんですよね、品質管理的にいえば。

ものづくりの観点からいっても、例えば今の競馬の事故のことからいっても、発生原因と流出原因というのが必ずあるんですね。もともとなぜ発生したのかという部分となぜ出てしまったのかという部分と、この2つは絶対セットで存在すると思うんですね。今のその対策

を見ていると、基本的に何で出ていったかという部分についての対策だったと思うんですね、ほとんどが。なぜ馬が逃げていってしまったかという部分、馬が出られるようになっていた部分に対する対策であって、もともとの発生原因というのは、たどっていないような気がするんですね、なぜというのが。

それは確かに馬なんで、動物なんで、人間の意思のとおりにはならないということはよくわかるんですが、だけど、その馬を扱っているのは現実なんですよ。例えば、我々が、部品をつくりましたと。人間がやるんで、100万個に1個ぐらい不良が出ますよ、これは当たり前でしょうとみんな思っていますよ。でも、それを正式にきちっと言ったら、あしたから仕事に来なくていいです、今度から仕事出しませんで終わりなんですよ、冗談抜きで。ですから、確かに馬を扱っているんで、馬は人間では制御できない、当然なんですよ。でも、制御できない馬を扱っているということを前提にまず考えるべきじゃないかなと。もちろん、さっき言われましたその給食の発注ミスにしても、ミスをするはずの人間が扱っているんだから、ミスして、ある意味当たり前なんだけれども、それをいかにして起こさせないようにするかというのが品質管理的な手法だというふうに思うんですね。

そういうことでいうと、さっき言いましたISO26000についても、説明責任であったり、倫理的な行動であったり、ステークホルダー、行動規範の尊重とか、この辺のことというのはきちっとやっていけば、今のことに全部当てはまってくるわけなんですよ。競馬のことにしても、ほかのことにしても。

なので、以前、こういうのをもうちょっと、認証取得しろとまでは言いませんが、対応したらどうですかという質問のときには、それは病院であったり何であったりと、公共施設にはすぐわない部分があるのではという答弁だったような気がするんですが、今回のISO26000に関しては、それに比べれば格段に進歩した答弁になっていると思いますので、ぜひとも、認証取得というよりは、行動規範をいま一度、自分とこの庁舎内のことを品質管理的な手法にのっとってきちんと分析・解析をしていっていただきたいというふうに思うわけですが、その辺についての認識をちょっとお願いします。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今の放馬事故に関しての話しますと、なぜ起きたかということに関しては、当然今質問があったように、相手が馬であります、その馬を操っているのは人間であります、馬がそういう突然暴れなきゃならない状況というのは、天候による部分がありますし、その周りの音の状況もありますし、乗っていたのは騎手でありますから、当然プロであるから、めったなことで馬から落ちるようなことはありません。けど、これはやっぱり事故の中で、馬が突然暴れ出せば、誰でも対応できないことがありますから、これはやむを得ない起因ではないかと思います。100%落馬事故がないようなことは、これはレース中でもあることで

ありますから、それは100%ということは言い切れないと思います。だから落馬によって、いわゆる放馬したときの対応が大事なことでありますから、落馬を阻止するということは100%あり得ないかもしれませんが、いわゆる放馬によってその馬を一般道へ逃げない対策というのは、これはもう運用面や設備面で我々が対応しなきゃならないことでありますから、そのことについていろいろ検証して、我々に対応を決めてきたわけでありまして、その対応をこれからきちっと切れ目なくこれが継続できるように、そのことも確認をしながらやったことであります。

ただ、警備会社や我々組合がそのことだけと言ってもこれはできることではありませんから、そういう意味で、今、一番成果があったことかなあとと思うのは、本当に残念なことでありますが、このようにお亡くなりになった方ができてしまったこと、これに対する競馬関係者全体がその責任を感じて、一つになって事故対策を行うこと、これがなければ幾ら運用や整備をしても、今言われたように、100%とめることはできません。そのことが今回の事故によって、全ての競馬関係者が一つになって、二度とこれは繰り返しちゃいけないという強い思いと決意に、一つになってまとまってきたこと、これを大きな成果として我々は、今言われたような説明責任もありますが、二度とこの事故が起こらないような対応をしていくことであると思って進めておりますので、また今のようなお考えや、あるいは対応に対していろいろ御指導いただければありがたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） 放馬事故の原因について、ある意味、それはもう仕方がないことかもしれません。それはプロがきちんと扱っていてもそうなってしまったということなので、想定外という言葉になってしまうのかもしれませんが、ある意味ですね。

だけど、例えば行政上のお客さんとの対応の中でのクレームであったり、今回の給食の発注ミスであったりという部分は、確かにそれで誰かがお亡くなりになるというようなことにはならないかもしれない。ならないかもしれないから、じゃあそれで軽く済ませていいのかというと、そういうものでもないというふうに思うんですね。きちっと原因を分析して解析して、なぜ起こったのかと。そういうことが起こらないようにするにはどうしたらいいのかと。その対策を立てたら、今度その対策を検証するにはどうしたらいいのかというところまできちんと後追いをしていくのが大事だと思うんですね。

そういった意味で、ISO的な、品質管理的な手法を、それにとらわれてしまっただけではないんですが、余りにもその行政という事務的な仕事の中には、そういう部分が少ないような気がします。曖昧な部分が非常に多い、それがまたいいところでもあるんですけども、その部分はきちっと説明責任とか、透明性とか、法令遵守という中で、ぜひとも進めていただ

きたいというふうに思います。

以前の質問のときに比べると、大分答弁も進んでいると思いますので、今後の行政運営にぜひとも期待したいと思います。それで、よろしくお願ひしますということです。

もう1つ、SNSのほうなんですけれども、非常に扱いというのは、まだ新しいこともありまして非常に難しい面があるのは十分わかっております。余分なことを書いたりもできませんし、要らんことを書いたばかりに大変なことになるということも十分把握はしております。

ですけれども、例えば笠松町の今ホームページの中で、アクセス解析というものをつけていただいたと思うんですね。どのページにどのぐらいのお客さんが来ていらっしゃるかということで、トップページのほうにベスト5ぐらいまでですかね、よく見ていただくところはどこかというのが今載るようになったんですけれども、見ると、いつもトップ1、トップ2というのはふるさと寄附金の部分ですか、あそこが一番たくさん見ていただいているみたいなんですよね。その後は、その発表がないので我々にはわかりませんが、ほとんどがそこということなんですよね。「かさまるちゃん」の「かさまるちゃんタイムズ」とか「ちょっといい話」という部分がどのぐらいのアクセス割合があるのかちょっとわかりませんが、要はそのなんですよ。ということは、例えばふるさと納税というか、応援寄附金をいただく方というのは、ネットを見ていただいている方が非常に多いと、逆に言うと。その中で一番どこの町が自分にとって有利なんだろうということもあるかもしれませんが、そういうのもインターネットを活用して探してみえるということも事実でありますね。

この間もちょっと懇談会するときにも話が出ましたけれども、そろそろその報告をしたらどうだというようなことの中で、そういうものをかたい文章ではなくて、「かさまるちゃん」が情報発信をするというようなSNSの中で、きょうはこんなに件数が来ました、実はこんなのが一番人気なんですよみたいな、あくまでも「かさまるちゃん」「かさまるくん」が話しているような感じで、きょう、町長と議員でどんなふうに使おうか、きょうはちょっと1回目の会議を開いてみましたみたいな感じで発信していくこともいいのではないかと、いろいろ身近に感じていただけるのではないかなあと。さっき言ったように、どこまでやるかというのは十分考えた上で当然やらなきゃいけないと思いますけれども、ぜひとも前向きに検討していただけたらと思います。いかがですか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今言われたとおりであります。いわゆる運用の仕方によって、こういう公共の部分に関しては取り返しがつかない部分が出てはだめですから、今言われたような、運用であれば、これは本当に心温まる部分もありますし、喜んでもらえる部分もありますし、いいと思います。そういうことを踏まえて、先ほど申し上げたように、そういう構成も理解しながら、調査・研究をしていきたいと思っています。

〔4番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） それでは、ぜひとも前向きに検討していただくということで、検討ですからね、あくまで。やれと言っているわけじゃないです。

要は、ふるさと納税の件もそうですけれども、いかにほかがやる前にやるかということは大事だと思うんですね。やっておるで勉強しに来ますと言ってもらえるということは、こんなありがたいというか、うれしいことはない。町長もそうだと思うんですけれども、今回でもあちこちの方がうちへ来ていただいて、勉強していただいているということをお聞きすると、ぜひとも、難しいことは当然であります、手間を食うのも当たり前のことでありますので、そういったことで、より身近に感じていただいて、例えば固定資産税の返していただけるというものであったり、産業振興条例であったりということをより広く知っていただいて、じゃあ笠松に住んでみようと気軽に思っただけのようなことを、より気安く発信できるようになればいいかなあというふうに思っております。ただ、同じ過ちを2回、3回と繰り返さないような方法を検討しつつ、ぜひ行政運営を進めていっていただきたいと思います。

これにて終わります。ありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） これをもって一般質問を終結いたします。

本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも長い間御苦労さまでした。

散会 午後3時20分

